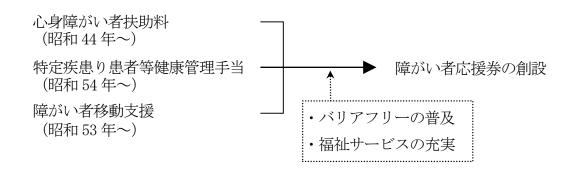
障がい者を支援する事業の見直しについて

1 見直しの趣旨

本市では、これまで経済的支援の観点から、心身障がい者扶助料や特定疾患り 患者等健康管理手当を支給し、また、日常生活における外出を支援するため、障 がい者移動支援事業を行ってきました。

こうした中、国においては、平成5年の障害者基本法の制定を機に、ノーマライゼーションの考えのもと、ハートビル法や交通バリアフリー法などの施行により、障がいのある人が外出しやすい環境の整備を進め、また、障害者総合支援法などの施行により、生活支援や就労支援などの福祉サービスを充実させ、障がいのある人を取り巻く環境が変化してきています。

こうした状況の変化を踏まえ、これまでの経済的支援を主体とした施策から、「社会参加の促進」、「生活支援」に重点を置いた施策を展開することとし、必要な人に必要な支援を行う、より利用しやすい事業に改め、現行の3つの事業を再編し、「障がい者応援券」を創設することとするものです。



2 障がい者応援券の概要

(1) 支給対象者

春日井市民であって、次のア~キのいずれかを取得している人

- ア 身体障がい者手帳 1~6級
- イ 療育手帳 A~C判定
- ウ 精神障がい者保健福祉手帳 1~3級
- 工 特定医療費受給者証
- 才 特定疾患医療給付事業受給者票
- 力 小児慢性特定医療費医療受給者証
- キ被爆者手当証書

(2) 区分と支給額

支約	額	区分	身体障が、者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	特定医療費 受給者証等 ※1
最重	重度	5,000円/月	1,2級 かつ 国3手当受給 ※2	A判定 かつ 国3手当受給	1級 かつ 国3手当受給	
重	度	4,000 円/月	1,2級	A判定	1級	
中	度	3,000 円/月	3,4級	B判定	2級	※3 高額かつ長期該当
軽	度	2,000 円/月	5,6級	C判定	3級	上記以外

- ※1 特定医療費受給者証等 ・・・ 前項のエ~キ
- ※2 国3手当受給 · · · 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当の3種類の 手当のうち、いずれか1つを受給している人。
- ※3 高額かつ長期該当 ・・・ 指定難病の治療に係る医療費総額が 50,000 円を超える月が年間 6回以上ある人。

(3) 主な使途

ア 社会参加の促進

旅行、スポーツ、コンサート・観劇、ガソリン、タクシー

イ 生活支援

医薬品、日用品(食料品除く)、理・美容、福祉用具、障がい福祉サービス

3 スケジュール

平成27年9月 パブリックコメント

平成27年12月 条例案提出

平成28年2月 事業者募集

平成28年8月事業開始